

【柏コミュニティ・スポーツ・クラブ会則】

2020.9 最終改正。

第1章 総則

第1条 (名称)

本クラブの名称は【柏コミュニティ・スポーツ・クラブ (Kashiwa Community Sports Club)】と称し、略称を【柏CSC】とする。

第2条 (事務局)

本クラブの事務局は会長宅に置く。

第2章 目的

第3条

地元の柏地域に根ざした、コミュニティー・スポーツの育成を目指し、この運動の輪が人の和の広がりとなって、健康で活力に満ちた豊かな生活、そして人と人との「ふれあいの輪」がさらに大きな広がり願って活動を進める。

第4条

健康と楽しみのために走ったりウォーキングをしている同好者が集まって、より多くの人々が自由に参加できるよう、「いいこの場」を提供することを基本姿勢とする。

第5条

体力づくりの意義の高まりに対応し、活動を通して健康、体力の維持・増進と将来にわたる「生涯スポーツの基盤づくり」を目的とする。

第3章 活動

第6条

前条目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 柏市中央体育館及び手賀沼周辺を活動拠点として、会員相互のコミュニケーションを図り、ジョギング・ウォーキング・ストレッチ体操・菜の花体操などの身体活動を中心とした定例会を実施する。定例会は原則として第1・第3日曜日とする。
- (2) 通常の活動以外に、お花見会・創立記念行事・芋煮会・近郊散策ハイキングなどの各種レクリエーションを行う。
- (3) ほかの機関、団体などの主催する行事などに参加して、親善の輪を広げる。
- (4) 地域住民のスポーツ活動に対する要求と意識の掘り起こしを行う。
- (5) そのほか、本クラブの目的達成のために、必要な事項についてはリーダー会で別に定める。

第4章 運営

第7条

- (1) 会員の意見を聞く場として総会を年1回開くこととし、毎年4月第2例会日に開催する。
- (2) 本クラブの育成や活動を促進するため、「リーダー会」及び「理事会」を組織し、運営に当たると共に、事故防止に対する万全の配慮も併せて行う。
- (3) 毎年度、その年度の「功労賞」、「特別賞」に該当する会員がいる場合はリーダー会に諮り、承認を得て表彰する。

第8条

活動を円滑にするため、総務、指導の各部を設置し、その下に各担当(総務・広報・会計・新入会員指導・基礎運動・競技)を置き、クラブの特性に即した運営の方策を協議し、指導体制を整える。

第9条

組織の運営は活動単位に役割分担し、各リーダーはその参画範囲を定め、相互に連絡し、協調をはかりながら活動を進める。

第5章 役員

第10条

本クラブには次の役員を置く。

会長；1名 リーダー；25名程度 副会長；3名 顧問；若干名 監査；2名 理事；若干名

第11条 (役員を選出及び任期)

- (1) 会長、副会長、監査はリーダー会のメンバーより選出し、任期は当年度4月1日から1ヵ年とする。ただし再任は妨げないが、補欠によって選任された役員は、前任者の残任期間とする。
- (2) 役員は任期満了に伴い、後任者が就任するまではその職務を継続する。
- (3) リーダー及び理事はリーダー会の決議により選出する。
- (4) 顧問はリーダー会の決議により委嘱する。

第12条 (役員の仕事)

- (1) 会長は本クラブを代表する。
- (2) 副会長は会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) リーダー会及び理事会は、会の活動運営に関し、その議決機関とする。

(4) 監査は、会計及び活動内容の安全管理を監査する。

(5) 役員は、あくまでボランティア活動であり、したがって、その活動にも限界があり私生活に支障のない程度に協力する。

第6章 注意義務

第13条 (注意義務)

健康に対する自己管理には十分注意を払い、行事に参加する際、もし体調のすぐれないときには、参加することを見合わせ、または辞退し体調の保持に努めること。行事参加中の事故に際しては、柏 CSC の役員及び参加する個人に対して一切責任は問わないものとする

第7章 会計

第14条

(1) 本クラブの会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(2) 経費及び臨時費用は、会費又は有志の寄付をもってこれに充てる。

(3) クラブ運営上やむを得ない時は、会費の値上げもしくはその特殊事情による費用、各種活動による費用を臨時徴収することもある。

(4) 当クラブの趣旨に賛同した人から運営協力費として会費を納入してもらい、会費は当分の間一家族(同居している場合のみ)年間2,000円(ただし、10月~3月入会者に限り1,000円)とし、一度納入した会費は、理由を問わず返却しない。

(5) 尚18才以下の学生は 1,000円とする。勤めて同居していない場合は別々の家族とする。

第8章 規約改正

第15条

会則はリーダー会の議決を得なければ変更できない。

第16条

会則に定めのない事項については、リーダー会にて協議の上処理する。

【柏コミュニティ・スポーツ・クラブ・内規】

第1章 会議

第1条 (リーダー会)

リーダー会は、会長がこれを招集し、懸案事項をリーダーの過半数をもって決議し、これを承認する。

第2条 (理事会)

リーダー会の開催が困難な場合は、会長または副会長が理事会を招集して事案を決定する。なお決定した事案については直近のリーダー会に報告するものとする。

第3条 (実行委員会)

会則第6条に定める各種活動を行うに当たって必要な場合は、実行委員会を設置する。なお、実行委員会のメンバーは、会長またはリーダー会が決定する。

第2章 入会・退会・除名

第4条

(入会) 希望者は年齢、性別、地域など条件は問わないが、原則として会員登録届を提出し、所定の手続を完了すること。

(体験入会) 入会希望者について体験入会を認め、例会参加2回までに入会意思を確認し、3回目をもって、正式会員とする。本人の意思が確認されれば、体験入会3回を待たなくても、確認された月の月より正式入会とする。

(退会) 退会する場合は、原則として書面、メール、電話、江東などで会長に届け出る。なお、会費の未納者は退会したものとみなす。

(特別会員) クラブのため、特に功労のあった会員はリーダー会の決議により、特別会員とする事ができる。

(除名) メンバーが次の項目に該当するときは、リーダー会の決議をもって除名する。

(1) クラブの名誉を著しく毀損したとき。

(2) 円滑なクラブ運営に支障をきたすような言動、行動、恣意的な発想に基づく行為及び蛮行があったとき。

第3章 細則

第5条

柏駅伝及び柏の葉リレーマラソンは参加料の全額を負担する。また本クラブが認定する競技会及びそのほかの行事に柏 CSC として参加するとき、リーダー会に諮ってその費用または一部を補助金として拠出することができる。

第6条

本クラブの会員が死亡した時は弔慰金として5,000円を拠出する。